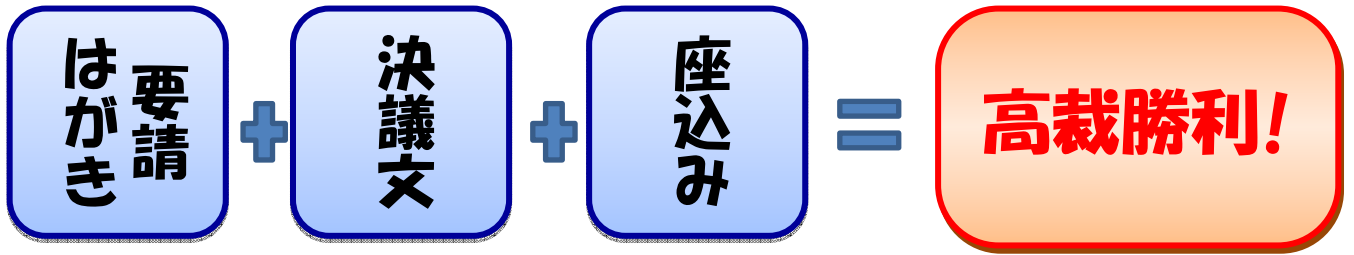




JAL不当解雇撤回ニュース

No361号 2014.03.10
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

東京高裁に 公正な判決を要請しよう



JAL 不当解雇撤回裁判は、客乗裁判が5月15日、乗員裁判が6月5日に、それぞれ判決が出される予定です。勝利判決を確実に手にし、不当解雇された165名を必ず職場に戻すため、判決内容が固められる前に、“労働者の権利を守る「公正な判断を示せ」”という声を、様々な形で高裁に向けてアピールし伝えて行くことが、今、強く求められています。

そこでこの度、引き続き署名運動を実施するとともに、これに加え、全国からのハガキ作戦を展開することにしました。すでにたくさんの要請ハガキが裁判所に届けられています。このハガキは、JAL 原告団ホームページからもダウンロードできます。

公正な判決を求める決議文の取り組みも実施しています。支援団体の集会、大会等で採択した決議文を下記の原告団事務所までお送りください。国民支援共闘会議で取りまとめて要請を行います。

さらに3月24、25、27日の午前9時から午後4時まで、東京高裁前にて第2弾の座り込みを行います。前回の500名におよぶ支援を超える取り組みにご参加ください。

客乗裁判の判決日の5月15日まで2ヵ月余しかありません。この3月末から4月を運動の山場と位置づけ、この期間でやるべき事をやり切り、必ず勝利判決を手にしようではありませんか！ 皆様のご支援をよろしくお願いいたします。



《JAL 不当解雇撤回裁判原告団》

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付

FAX : 03-5737-7819

E-mail : genkokdan@jalgkd146.org

JAL 原告団

検索